

ごみ処理や健康診断などの 調整方針が決定

第8回飛驒地域合併協議会が、10月21日に開催され、6つの事業と火葬場、補助金・交付金、使用料・手数料の取り扱いなど9議案について協議されました。

事業の取り扱いについては、環境基本計画や、地域福祉計画、保健計画、農業振興地域整備計画などの各種計画や構

想について、新市に移行後速やかに策定する方針で調整されます。

また、ほとんどの項目については、現在の高山市の取り扱いと同じ方針で調整されます。協議された主な調整方針は次のとおりです。

環境、ごみ処理関係事業

◎施設

ごみの焼却や埋め立て、リサイクル施設については、基本的には現在各市町村が利用している施設の処理内容を維持する。

◎ごみの分け方・出し方

可燃ごみと不燃ごみ、粗大ごみについては、シール制とし、料金は全市統一する。その結果、缶、びん・ペットボトルのシールは不要になるが、不燃ごみはシール制になる（一定枚数を配布し、超えた場合は有料）。

その他のごみの分け方・出し方については、現行どおりとする（町村によっては、びんなどを現行どおり色分け）。

福祉関係事業

ほとんどは、高山市の例によるが、一部については次のとおり調整する。

◎入浴サービスと温泉施設

温泉施設利用助成の対象施設に高山市内の公衆浴場を加える。温泉施設の利用券は、現在の無料10枚を助成券20枚程度とし（半額程度を助成するが限度額を設定）、対象は65歳以上の高齢者と身体障害

者手帳などの所持者とする。なお、市外の施設は助成の対象としない。

◎家族介護用品等支給事業

紙おむつなどの支給対象者に、要介護度2以上（現行は要介護度4以上）で所得税非課税世帯の者を加える。

◎敬老祝品等贈呈事業

全市統一する。その結果高山市の場合には、88歳の祝い品の金額を引き上げる。

保健予防関係事業

健康診断や予防接種などは、高山市を基準に調整するが、基本検診の対象を40歳以上から18歳以上に引き下げるなど、一部の検診については高山市の対象年齢を広げる。

介護保険

高山・大野広域連合は、合併の前日に解散し、新市が平成17年度末までの介護保険事業計画（第2期）を引き継ぎ事業を行う。保険料基準額については、第2期計画期間中の国府町、上宝村の保険料は異なる料金とする。

火葬場

使用料を統一する。その結果、市民の使用料は、人体無料（現行と同じ）、産汚物 700円（現行310円）、犬など 1200円（現行520円）とする。

農業、林業、畜産関係事業

◎施設の管理等

農業施設、林業施設、公営牧場の各施設については、現行のまま新市に引き継ぐが、管理委託や譲渡を検討する。

農道、林道はすべて新市で引き継ぎ、管理は高山市の例により調整する。

◎有害鳥獣の駆除

カラスやイノシシなどの買上げ単価を統一する。

中小企業融資等事業

中小企業者や勤労者、離職者に対する融資や融資の際の保証料補給については、すべて高山市の例による。

補助金・交付金、使用料・手数料

協議されたごみ処理、福祉、

児童、高年福祉、保健予防、商工および議会に係る補助金や使用料などのほとんどは、高山市の例により調整する。特色ある地域のイベントに対する補助金などは、現行のまま引き継ぐが、新市において効果などを調査し、継続や廃止について検討する。

観光施設や温泉保養施設などの使用料や入館料は現行のままとするが、市民が使用する場合の料金については合併までに調整する。

なお、農業、林業、畜産業の補助金・交付金については、地域の特性を考慮し再検討する。

*

詳細については、11月20日発行（新聞折込・ホームページ掲載）の合併協議会だよりをご覧ください。また、協議会の資料は、市役所1階市民コーナーまたは文化会館、市図書館で閲覧できます。

合併協議会のホームページ
www.hidanet.ne.jp/~gappei/
問合せ 企画課

35-3131